

○古河市情報公開条例施行規則

平成17年9月12日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、古河市情報公開条例（平成17年条例第19号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、市長が管理する情報（以下「情報」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求書の記載事項等)

第2条 条例第8条第1項の規定による請求は、情報公開請求書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第8条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 請求者の区分

(2) 公開方法の区分

(公開決定等の通知書等)

第3条 条例第9条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第9条第1項の規定により情報の全部を公開する旨の決定をしたとき。 情報公開決定通知書（様式第2号）

(2) 条例第9条第1項の規定により情報の一部を公開する旨の決定をしたとき。 情報一部公開決定通知書（様式第3号）

2 条例第9条第2項に規定する書面は、情報非公開決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

3 条例第9条第5項の規定による通知は、情報公開決定期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

4 条例第9条第6項の規定による通知は、情報公開決定期間特例通知書（様式第6号）により行うものとする。

(事案の移送に係る通知)

第4条 条例第9条の2第1項の規定による事案の移送は、情報公開請求事案移送書（様式第7号）により行うものとする。

2 条例第9条の2第1項後段の通知は、情報公開請求事案移送通知書（様式第8号）により行うものとする。

（公開の実施等）

第5条 条例第10条第2項に規定する情報の公開は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

（1） 文書、図画及び写真 閲覧又は次に掲げる方法

ア 当該文書、図画及び写真（以下この号において「当該文書等」という。）を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付

イ 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したもの（当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により行うことができるものに限る。）の交付

（2） 録音テープ及び録画テープ 視聴

（3） 磁気テープその他これに類するもの（録音テープ及び録画テープを除く。） 印字物（記録された情報をA3判以下の大きさの用紙に出力したものをいう。）の閲覧又は次に掲げる方法

ア 当該印字物を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付

イ 当該印字物をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの（当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるものに限る。）の交付

- (4) 電磁的記録（前2号に掲げるものを除く。） 次に掲げる方法であつて、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるもの
- ア A3判以下の大きさの用紙に印字し、又は印刷したものの閲覧又は交付。ただし、業務の委託等により印字し、又は印刷したものを交付する場合は、この限りでない。

イ 光ディスクに複写したものの交付

2 市長は、情報の公開を受ける者が当該公開に係る情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該情報の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

3 情報の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

（費用の徴収）

第6条 条例第11条第2項に規定する情報の写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の費用は、写しを交付する際これを徴収する。

（情報の任意的公開の申出等）

第7条 条例第14条及び条例附則第3項に規定する任意的公開の申出は、情報任意的公開申出書（様式第9号）により行うものとする。

2 前項の申出に対する回答は、情報任意的公開回答書（様式第10号）により行うものとする。

（実施状況の公表）

第8条 条例第18条に規定する実施状況の公表は、次に掲げる事項について市広報への掲載により行うものとする。

- (1) 公開の請求の件数
- (2) 公開・非公開の決定区分ごとの件数
- (3) 審査請求の件数及び処理状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年9月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の古河市情報公開条例施行規則（平成11年古河市規則第33号）、総和町情報公開条例施行規則（平成10年総和町規則第20号）又は三和町情報公開条例施行規則（平成12年三和町規則第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年規則第42号）

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第4号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の古河市情報公開条例施行規則の規定は、施行日以後の情報の公開について適用し、施行日前の情報の公開については、なお従前の例による。

3 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって施行日前にされた行政庁の処分その他の行為又は施行日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の古河市情報公開条例施行規則に規定する様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則（平成30年規則第65号）

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（平成31年7月1日）から施行する。

附 則（令和5年規則第28号の2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の古河市情報公開条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の情報の公開の請求について適用する。

3 この規則の施行の際、第 1 条の規定による改正前の古河市情報公開条例施行規則に規定する様式 of 用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

別表（第 6 条関係）

写しの作成及び送付に要する費用

写しの作成に要する費用	情報の種別	開示の実施の方法	金額
	文書、図画及び写真	ア 複写機により A 3 判以下の大きさの用紙に複写したもの（単色刷りのものに限る。）の交付	片面 10円
			両面 20円
		イ 複写機により A 3 判以下の大きさの用紙に複写したもの（多色刷りのものに限る。）の交付	片面 50円
			両面 100円
		ウ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの（単色のものに限る。）の交付	1 枚につき 350円に当該文書、図画及び写真 1 枚につき 10円を加えた額
		エ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの（多色のものに限る。）	1 枚につき 350円に当該文書、図画及び写真 1 枚につき 50円を加えた額

	の交付	
	オ アからエまでに掲げる 以外のものの交付	委託等に要する額
磁気テープそ の他これに類 するもの	ア A3判以下の大きさの 用紙に複写したもの(単色 刷りのものに限る。)の交 付	片面 10円 両面 20円
	イ A3判以下の大きさの 用紙に複写したもの(多色 刷りのものに限る。)の交 付	片面 50円 両面 100円
	ウ スキャナにより読み取 ってできた電磁的記録を 光ディスクに複写したも の(単色のものに限る。) の交付	1枚につき350円 に当該文書、図画 及び写真1枚につ き10円を加えた額
	エ スキャナにより読み取 ってできた電磁的記録を 光ディスクに複写したも の(多色のものに限る。) の交付	1枚につき350円 に当該文書、図画 及び写真1枚につ き50円を加えた額
	オ アからエまでに掲げる 以外のものの交付	委託等に要する額
	電磁的記録	ア A3判以下の大きさの 用紙に印字し、又は印刷し たもの(単色刷りのもの に限る。)の交付
	イ A3判以下の大きさの	片面 50円

	用紙に印字し、又は印刷したもの(多色刷りのものに限る。)の交付	両面 100円
	ウ 光ディスクに複写したものの交付	1枚につき350円。 ただし、1枚の光ディスクに2件以上の電磁的記録を複写する場合は、350円に1を超える件名の数に100円を乗じて得た額を加算した額
	エ アからウまでに掲げる以外のものの交付	委託等に要する額
	その他のもの	委託等により印字し、又は印刷したものの交付
写しの送付に要する費用		郵送に要する額

備考 件名とは、第5条第1項第4号に規定する電磁的記録であって、電子計算機で検索することができる、保存する上での最小の情報の集合物をいう。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

情報公開請求書

古河市長 宛て

(郵便番号)

住 所

請求者 氏 名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

古河市情報公開条例第8条第1項の規定により、次のとおり情報の公開を請求します。

情報の件名 又は内容	
請求者の区分	(1) 市内に住所を有する者 (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者 (4) 市内の学校に在学する者 (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの (利害関係の内容)
公開方法 の区分	(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 視聴

(該当するものに○を付けてください。)

※受付年月日	年 月 日
※所管課等	
※備考	

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

情報公開決定通知書

様

古河市長 印

年 月 日付けで請求のありました情報の公開については、古河市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり公開することに決定しましたので通知します。

情報の件名 又は内容			
公開の方法	(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 視聴		
公開の日時 及び場所	日 時	年 月 日()	午前 午後 時 分から
	場 所		
所管課等 (問合せ先)			
備 考			

(注)

- 1 公開の当日は、この通知書を御持参ください。
- 2 公開の当日都合が悪い場合は、あらかじめ上記の問合せ先へ御連絡ください。

様式第3号(第3条関係)

第 号
年 月 日

情報一部公開決定通知書

様

古河市長



年 月 日付けで請求のありました情報の公開については、古河市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり一部公開することに決定しましたので通知します。

情報の件名 又は内容			
公開することが できない部分 及びその理由			
公開の方法	(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 視聴		
公開の日時 及び場所	日 時	年 月 日()	午前 時 分から 午後
	場 所		
所管課等 (問合せ先)			
備 考			

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、古河市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、古河市を被告として(訴訟において古河市を代表する者は古河市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注) 1 公開の当日は、この通知書を御持参ください。

- 公開の当日都合が悪い場合は、あらかじめ上記の問合せ先へ御連絡ください。

様式第4号(第3条関係)

第 号
年 月 日

情報非公開決定通知書

様

古河市長

印

年 月 日付けで請求のありました情報の公開については、古河市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり公開しないことに決定しましたので通知します。

情報の件名 又は内容	
公開しない理由	
所管課等 (問合せ先)	
備考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、古河市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、古河市を被告として(訴訟において古河市を代表する者は古河市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第3条関係)

第 号
年 月 日

情報公開決定期間延長通知書

様

古河市長



年 月 日付けで請求のありました情報の公開については、古河市情報公開条例第9条第5項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

情報の件名 又は内容	
条例第9条第3項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
所管課等 (問合せ先)	
備考	

様式第6号（第3条関係）

第 号
年 月 日

情報公開決定期間特例通知書

様

古河市長



年 月 日付けで請求のありました情報の公開については、古河市情報公開条例第9条第6項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

情報の件名 又は内容	
条例第9条第3項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
公開の請求に係る情 報のうちの相当の部 分について公開決定 等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの情報について 公開決定等をする期限	年 月 日
条例第9条第6項を 適用する理由	
所管課等 (問合せ先)	
備考	

様式第7号（第4条関係）

第 号
年 月 日

情報公開請求事案移送書

様

古河市長



年 月 日付けで請求のあった情報の公開の請求に係る事案について、古河市情報公開条例第9条の2第1項の規定により、次のとおり移送します。

情報の件名 又は内容	
請求者	
添付資料等	・情報公開請求書
所管課等 (問合せ先)	
備考	

様式第8号（第4条関係）

第 号
年 月 日

情報公開請求事案移送通知書

様

古河市長



年 月 日付けで請求のありました情報の公開の請求に係る事案については、古河市情報公開条例第9条の2第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

なお、情報の公開決定等は、移送先の実施機関が行います。

情報の件名 又は内容	
移送をした日	年 月 日
事案を移送した理由	
移送先の実施機関 及びその主管課	
所管課等 (問合せ先)	
備考	

様式第9号(第7条関係)

年 月 日

情報任意的公開申出書

古河市長 宛て

(郵便番号)
住 所
申出者 氏 名
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

古河市情報公開条例の規定に基づき、次のとおり情報の任意的公開を受けたいので申出します。

情報の件名 又は内容	
公開方法 の区分	(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 視聴
備考	

(該当するものに○を付けてください。)

※受付年月日	年 月 日
※所管課等	
※備考	

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

様式第10号(第7条関係)

第 号
年 月 日

情報 任 意 的 公 開 回 答 書

様

古河市長 印

年 月 日付けで任意的公開の申出のありました情報については、次のと

おり

公開する
一部を公開する
公開しない

 こととしましたので回答します。

情報の件名又は 内 容			
公開の方法	(1) 閲 覧 (2) 写しの交付 (3) 視 聴		
公開の日時 及び場所	日	時	年 月 日 () 午前 時 分から 午後
	場 所		
公開することが できない部分 及びその理由			
所 管 課 等 (問 合 せ 先)			
備 考			

(注)

- 1 公開の当日は、この通知書を御持参ください。
- 2 公開の当日都合が悪い場合は、あらかじめ上記の問合せ先へ御連絡ください。